

議 長 日程第8「議案第20号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長 町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第20号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,085万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 議案第20号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について説明させていただきます。

現在、国民健康保険診療所は、月曜日から金曜日まで週5日間の診療を行っておりますが、令和7年度からは月曜日から金曜日まで毎日診療はいたしますが、水曜日・木曜日は午前中のみの診療とさせていただき予定でございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。228、229ページをお願いいたします。歳入でございます。款1、診療収入、項1、外来収入、目1、国民健康保険診療報酬収入は国保加入者、目2、社会保険診療報酬収入は社会保険や共済組合加入者、目3、一部負担金は受診者の自己負担分として、目4、後期高齢者診療報酬収入は75歳以上の後期高齢者の方のそれぞれの診療報酬収入でございます。目5、その他の診療報酬収入として、一般診療報酬、予防接種、健康診査の収入等を計上しております。

款2、使用料及び手数料、項2、手数料は、診断書等の作成に係る文書手数料でございます。

款 3、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金は、寄出張所職員が診療所事務を兼務しているため、特別会計にて予算計上している職員の人件費のうち、出張所事務相当分を一般会計の寄出張所費から繰り入れるものでございます。

款 2、基金繰入金、目 1、財政調整基金繰入金は、財源の不足分を補うために財政調整基金から1,200万円を繰り入れるものでございます。

款・項・目ともに繰越金は、令和 6 年度分からの繰越金50万円を見込んでおります。

款 5、諸収入、項・目ともに雑入につきましては、保険診療外となる薬を入れる容器代や、血圧手帳等の収入でございます。

項 2、受託事業収入、目 1、特定健康診査等受託料は、節 1、国保分、次のページ230、231ページをお願いいたします。節 2、国保分以外は、寄診療所で特定健康診査を受けた方の受託金でございます。

232、233ページをお願いします。歳出でございます。款 1、総務費、項 1、施設管理費、目 1、一般管理費、説明欄、一般管理経費では、診療所の管理運営費として人件費や電気料等負担金などを計上しております。主なものとしたしましては、説明欄、節18、診療所電気料等負担金は、電気料や警備委託料、消防設備保守点検委託料などを、一般会計の寄出張所費から支出しておりますので、その一部負担として面積案分や人数案分により診療所分として算出し、負担するものでございます。

その下の医師派遣負担金は、県立足柄上病院から週 1 日、火曜日に医師を派遣していただくための負担金を計上しております。現在、足柄上病院より午後の半日の派遣になる方向であるとの話がございますので、正式に決定した場合には年度途中で補正をさせていただく予定でございます。

説明欄、会計年度任用職員給与費では、医師、看護師、レセプト事務員、受付事務員及び診療所兼出張所職員の計12名分を計上しております。

目 2、団体負担金は、234、235ページをお願いいたします。医師会負担金などでございます。

款 2、項 1、医業費、目 1、医療用機械器具費は、医療用備品等の修繕料や

診察に伴います感染性廃棄物処理委託料、施設用備品としてレントゲン用無停電電源装置を計上しております。

目2、医療用消耗品は、注射器や注射針、包帯やガーゼ、コロナやインフルエンザの検査キット等の医薬品以外を支出するものでございます。

目3、医薬品衛生材料費は、医薬品代を計上しております。

目4、病理検査費は、血液検査などの分析に係る委託料を計上しております。

款3、公債費は、一時借入金の利子でございます。

款4、予備費は、歳入歳出の差額を計上しております。

なお、236ページから239ページに給与費明細書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点ですね、お伺いをしたいと思います。所信表明のほうでですね、診療所の開設日を見直すということで、今、担当の説明でもですね、2日、午前中のみとするということでお伺いをいたしました。

その中でですね、やはり診療所会計の中で、やっぱり重点を占めるのは、基金だというふうに思います。そこでですね、ちょっと資金のですね、状況の推移についてお伺いをさせていただきたいと思います。以前はですね、国保会計の基金と診療所基金ということで、別々だったと思います。統合されたですね、年度と、そのときに国保会計、診療所会計で幾らあったのか。で、たしか統合された当時はですね、やはり国保会計のほうの財政状況が厳しいという中でですね、その基金から国保会計のほうにですね、運用をされてきたというふうに記憶をしています。それでですね、統合された当時から基金の額が全体で幾ら、それぞれ国保分、診療所分で幾らと。できれば令和6年度見込みで補正等で変わってきますけれども、それらを含めたですね、決算見込み時点での基金がそれぞれ幾らかと。合計幾らかということが分かりましたらですね、お願いをしたいと思います。

町 民 課 長 基金でございますが、基金統合した当時は、平成19年2月に基金統合してお

りますが、その当時の国保分の基金残高が約1,400万、診療所分が約7,500万で
ございます。

それと、平成6年度末の基金の残高見込みでございます…令和6年度末の残
高見込額でございますが、国保分の残高が3億2,200万、約3億2,200万、診療
所分が約4,600万でございます。

9 番 井 上 分かりました。とすると、最初はですね、国保会計が診療所…基金分として
国保会計1,400万円、診療所分が7,500万円ということで、大分その間にですね、
たしか診療所のほうはですね、前の医師によってですね、かなり患者数が増大
をしてきたということで、それらを含めた中で、大分いろいろな変遷があった
中で、今現在は国保分3億2,200万円、診療所分4,600万円というふうになっ
ていったというふうに思われます。

そこでですね、ここで令和7年度は、水・木は午前中のみの診療ということ
ですけれども、やはり地域医療としてですね、やはり中ではある程度こうい
った基金が少ない、事業会計自体が赤字になるからといって、そういう診療時間
等を減らしていくのについてはですね、やはり公的な診療機関としての位置づ
けもあります。私としてはですね、令和7年度におきましては、取りあえず試
験的に水・木の午後を変えていったのかなというふうに思いますが、令和8年
度以降ですね、診療所会計の運営については、どういうふうにお考えになられ
ているのか。今現在ですね、3億6,800万円というふうな部分がありまして、
統合したときからですね、かなり診療所会計としては稼いできたのではないかと。
その部分が国保会計のほうにも大分補填をしていったのではないかなとい
うふうに思います。

これだけの額の基金の中でいけばですね、やはり地域医療を少しでも公営診
療所としての意義を持たせるためにですね、令和7年度が赤字であってもです
ね、これ以上の診療所の受診、診療日数を減らすことについてですね、どうな
のか。町長のお考えをお伺いをしたいと思います。

町 長 我々はですね、御存じのように国保の診療所をしっかりと守っていかなければ
いけないという責任があります。これには議員の皆さん方も同じことだと思い

ます。それで、今の現状、時の先生の話は時の先生の話としてあると思いますけれども、今の現状で、もうすばらしい先生ではあるんですけども、やはり先生がどうこうというよりもですね、やはり今の現状、なかなか皆さん元気なので、来ていただけてないというふうなことから、やはり安心していつでも行けるというふうなことも加味しながら、先生と相談してですね、今の現状との掛け算の中で、やっぱり長く続けていただきたいという、第一前提の中から毎日とにかく挙げていただく中で、午後はちょっと少ないような話もいただいたので、1日分まずそういうふうにさせていただいたというのが現状です。

話の節々でちょっと話が出るので、我々も調査したところなんですけれども、過去の話として、約ですね、時に国保の…診療所会計がよかったときから、国保の本体のほうに約5,300万ほど使ってもらってると。融資じゃないですね。貸した金じゃないみたいですが、そういうふうな状況であったので、それを今の令和7年度末で見込みが、今の現状の割返しの基金が約3,000万、それと5,300万を大体割ると約8,000万ちょっとぐらいになるんですけども、1年間の中で、これこれ…またさらに見込みですけど、約1,600万ぐらい赤字になるのかな。この1日分削っても。それで割ると5年で一応基金は枯渇しちゃうというふうな状況になります。

ですので、今それをやらなければ、もう4年とかで、もう枯渇しちゃいますので、そうなってくると今のおっしゃられるように基金が云々というよりも、国保会計全体で診療所を賄うかどうかということと考えればですね、3億ちょっとあるからということで、1,600万で割ると約20年ぐらいもてるんじゃないかなというふうな話になってきますけども、先ほど課長が1個前の予算のところで話しさせてもらったように、今、激変緩和というものがあって、その中で町の負担がなるべく少なめに済んでるというふうな状況もございます。これもあと5年ぐらいかな、ぐらいですね。激変緩和が終わった後に、町の負担が増えてくるということも見込んで…見込まれる。それは幾ら見込んでいるかというのは、まだちょっと計算上はできてないという話でありますけども、そういったことも考えつつですね、やっていった場合に、今度全体として国保の

保険料が上がっていくと。それで国保の被保険者が減っていくとなると、1人当たりの単価が上がっていくというような時代が、もう見えてきているということもあって、今回ですね、本当に苦渋の選択でもありましたけども、そのような状況でございます。ですので、井上議員がおっしゃられるように、これから国保診療所がですね、劇的に会計上の財政運営が変わっていくようになれば、もう毎日でも本当に開けたいし、土・日でも開けたいぐらいのこともありますけども、今は現状そういうことでもないので、その中で限られ財源と限られた人件費の中で最大限の努力を先生たちと我々と一緒になってやっていくというふうなことには変わりございませんので、引き続き見守っていただくというか、御指導いただければと思います。以上です。

9 番 井 上 分かりました。やはり公的機関としてですね、寄診療所については欠かすことのできない、また今後ですね、そういった運営収入だけではなく、どうしてもまた老朽化するなりですね、様々な機器の更新等もですね、当然必要になってくるかなというふうに思います。その辺もまた国保会計と併せた国保診療所会計のですね、推移を検討していただきましてですね、国保診療所としての運営をお願いをしたいと思います。終わります。

議 長 そのほか質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。採決を行います。議案第20号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。